

薬害イレッサ大阪高等裁判所判決に対する声明

2012 年6 月5 日

全国薬害被害者団体連絡協議会
(財)いしずえ(サリドマイド福祉センター)
イレッサ薬害被害者の会
MMR 被害児を救援する会
大阪H I V 薬害訴訟原告団
東京H I V 訴訟原告団
スモンの会全国連絡協議会
(財)京都スモン基金
薬害ヤコブ病被害者・弁護団全国連絡会議
陣痛促進剤による被害を考える会
薬害筋短縮症の会
薬害肝炎訴訟原告団

私たち全国薬害被害者団体連絡協議会は、5 月25 日に大阪高等裁判所が言い渡した薬害イレッサ訴訟判決に強く抗議致します。

私たちは、私たちが被った筆舌つくしがたい薬害被害の体験から、二度と同様の悲劇が繰り返されることのないよう、さまざまな活動を行ってきました。特に「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の最終提言において、基本的な考え方として盛り込まれた、「命の尊さを心に刻み、高い倫理観を持って、医薬品の安全性と有効性の確保に全力を尽くすとともに不確実なリスク等に対する予防原則に立脚した迅速な意思決定が欠かせないことを改めて認識する必要がある。」との記載は、安全対策が被害拡大の後手に回ってきた過去の薬害の教訓から導き出された重要な考え方です。因果関係の強弱をことさら重視し、注意喚起の必要性を否定する裁判所の見解は、医薬品の安全対策に必要な予防原則から大きく逸脱するものとして、到底容認することはできません。また、薬害スモンによって提起された医薬品の広告・宣伝規制に関しても、製薬企業と患者の情報の非対称性を踏まえたうえで、企業のプロモーション活動全般を注意深く検証すべきであって、薬事法上の広告に当たらないとの理由だけで、過大なプロモーションにおける企業や国の責任を問えないとの認識は一般市民の視点からも許されるものではありません。

これらの観点から、大阪高等裁判所の薬害イレッサ判決の誤りが最高裁判所によって正されるべきだと考えます。

以上